

重要 被扶養者資格調査（検認）のお知らせ

回答期限
2026年
10月30日
(金)

Webより
ご回答
ください

本調査は、健康保険法施行規則第50条及び厚生労働省の指導に基づきます。
対象者は、全被扶養者のうち健康保険組合が必要と判断した方です。
(令和8年5月31日以前に被扶養者と認定され、且つ、同年7月1日以降も認定継続中の方)

<調査対象例>

- ・19歳以上の被扶養者で給与、年金収入・その他の所得がある方
 - ・子(10歳以上を対象)を夫婦共同扶養(配偶者が他保険者に加入)中の方…など
- ※回答期限までにご回答が無い場合、当該被扶養者資格は**無効**となります。
無効となった場合は健康保険の適用がされず、治療費等は**全額立替負担**となります。
くれぐれもご注意ください。

ログイン手順



お手元にいずれかをご準備ください
資格確認書/マイナポータル(資格情報のお知らせ)

1 URLもしくはQRコードからiBssへアクセスします

初回ログイン用URL：
<https://ibss.jp/portal/signup.ibss>

スマホ読み取り専用



<WEBサイト>



2 初回認証を実施します(初めてご利用の方のみ)

保険者指定コード

yanmar

資格確認書/マイナポータル(資格情報のお知らせ)
を確認のうえ、下記の情報を入力します。

記号/番号/生年月日/氏名カナ

※いずれも被保険者(組合員)ご本人の情報を
入力してください。

3 IDとパスワードを作成します

ご自身でIDとパスワードを作成し、メールアドレスを入力してください。
登録したメールアドレス宛に認証コードが届きますので、画面に認証コードを入力
すれば初回登録完了です。

認証メールが届かない場合、以下をご確認ください。

注意

- ①入力したメールアドレスに誤りがないか
 - ②迷惑メールフォルダに振り分けられていないか
 - ③迷惑メールフィルタでブロックされていないか
- ※認証メールは「**yanmar-kenpo@ibss.jp**」から届きますので、受信設定をご確認ください。

被扶養者資格調査の回答については裏面を必ず参照ください

被扶養者資格調査の回答について

回答期限： 2026年10月30日（金） 厳守



【被扶養者資格調査の回答手順】

- ① トップページ「被扶養者資格調査」をクリックします。
- ② 「記入欄を表示する」をクリックし、画面の設問に沿って回答します。
- ③ 必要書類をアップロードし、「上記の書類を添付して、調査票を提出する」をクリック。
- ④ 「調査票の提出が完了しました」のメッセージが表示されましたら手続きは完了です。



※被扶養者資格調査のトップページに、操作マニュアルを用意しておりますのであわせてご確認ください。

回答前にご確認ください（よくある間違い）

- 共同扶養について
共同扶養とは同一の被扶養者に対し、2人以上の方が分担して生活費などを支えている状態をいいます。例えば、お子様を扶養しており、夫婦共働きの場合は共同扶養「有」となります。
- 課税・非課税証明書について
当組合では「**」表記の課税・非課税証明書は受付できません。
必ず【金額の記載がある】課税・非課税証明書をご提出ください。

※iBssトップページにも「よくある間違い」を掲載しています。必ずご確認ください。

お問い合わせ先

● システム操作・調査内容等についてはこちらから

ヤンマー健康保険組合 専用コールセンター

050-2030-3156

※受付時間：平日10時～17時
(12～13時、年末年始を除く)

メールでのお問い合わせ

yanmar-kenpo@ibss.jp

※24時間受付可